

沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等に関する
経済産業大臣からの意見の聴取に対する回答について

令和 7 年 3 月 21 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

(趣旨)

沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）の特定小売供給に係る供給義務等（沖縄電力の指定旧供給区域における、沖縄電力の高圧部門の料金規制等を解除すること）について、令和 7 年 3 月 10 日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」）委員長に対して意見の聴取（資料 7-1）があった。本件は、その回答案について、御審議いただくもの。

1. 経緯

(1) 2004 年 4 月及び 2005 年 4 月の高圧自由化範囲拡大に係る当時の議論

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（2003 年 2 月 15 日）において、沖縄電力以外の一般電気事業者の供給区域にて、高圧需要家に対する自由化範囲の拡大が決定された。

当時、沖縄電力以外の一般電気事業者の供給区域にて、自由化範囲を拡大することが適当と整理された理由は、以下の a)～d) である。（以下は、上記報告からの抜粋）

- a) 中立機関の設置、系統利用制度や送配電部門の公平性・透明性確保の整備等を通じ、送配電部門の公平性・透明性に対する電力市場参加者間の社会的信頼が高まり、安定的な送配電運用が確立すること
- b) 卸電力取引市場の設立による、電源開発投資環境の整備及び全国的な電力取引の活性化のための環境が整備されること、等の制度設計上の措置が実施されることにより、多数の供給者の参入を可能としつつ、安定供給の確保をはじめとする電力供給システムの安定性を維持するための環境が整備されること
- c) 高圧需要家は個々の需要家がある程度の需要量を有するため、供給者の選択肢が確保されれば、競争による利益を享受できると見込まれること
- d) 4 割の規制分野が残り、かつ、自由化分野の個々の需要家は引き続き相当規模の需要量を有することから、なお一般電気事業者によるユニバーサル・サービスの提供等が維持可能と見込まれること

沖縄電力の供給区域については、その離島特有の事象として、

- 1) 系統が他の地域から独立し、広域的な電力流通が実態として不可能、
- 2) 区域内でも自らの系統から独立した離島需要が他の電力会社に比べて相対的に多いことから、上記の a)、b)、d) を満たせないとして「沖縄地域固有の事情を考慮した上で、別途、自由化範囲を設定する必要がある」となり、自由化が見送られている。

(2) 2016 年 4 月の小売全面自由化（料金規制等の存置）に係る当時の議論

その後、「電力システム改革専門委員会報告書」（2013 年 2 月 8 日）において、「沖縄地域についても原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本とし、その上で、沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当である。具体的には、小売全面自由化は原則として実施し、卸電力市場の活性化や送配電部門の広域化・中立化等、その他の論点については、沖縄の特殊性も踏まえた制度とする。」との整理がなされた。

さらに、第 4 回総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ「沖縄地域における電力システム改革の方向性について」（2013 年 12 月 9 日）において、上記の整理のとおり、沖縄地域にて小売全面自由化する方針が示された。ただし、沖縄地域には、電力供給面における以下の構造的な特殊性があるとされた。

- ① 広大な海域に島が点在しており、独立した小規模な電力システムが必要であること（沖縄本島を含む 38 の有人の島々に電力を供給）
- ② 沖縄地域以外の他地域の電力システムと連系されておらず、広域融通の枠外であり、また卸電力取引所を通じた電力取引も不可能であること
- ③ 電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から大規模な原子力発電や水力発電が困難であり、火力発電に依存せざるを得ないこと

上記の特殊性を踏まえ、高圧以下の需要家については、「全面自由化後の経過措置として、十分な競争が生じるまでは規制料金を経過措置として残す」こととされた。あわせて、卸市場の活性化に向けた取組については、沖縄地域における取扱いとして、「これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する」と整理された。

(3) 2025 年 2 月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会の議論

第 86 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会（2025 年 2 月 28 日）において、「沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で 12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか」との議論が行われた。

その議論も踏まえ、令和 7 年 3 月 10 日に、沖縄電力の特定小売供給に係る供給義務等について、経済産業大臣から当委員会委員長に対して意見の聴取（資料 7-1）があった。

2. 沖縄電力の指定旧供給区域の現状

経済産業大臣からの意見の聴取への回答に当たって、1. (1) a)～d) の各観点について、現在の状況を整理すると、a)、b)、d) については、当時から制度が更新されており、c) については、当時から、沖縄電力の供給区域固有の事情はなかった点を踏まえ、いずれも充足していると考えられる。具体的には、

- ① a) について、沖縄電力の指定旧供給区域は、そもそも現時点で広域融通の枠外である。加えて、沖縄電力は一般送配電事業者を兼業しているが、2016 年に施行された送配電部門の中立性確保に向けた規制（情報の目的外利用の禁止（注）、内部相互補助の禁止、差別的取扱いの禁止）が講じられていることから、「安定的な送配電運用が確立」されていると考えられる。

注) 沖縄電力は、2023 年 4 月 17 日付で、当委員会から非公開情報の漏えい等について業務改善指導を受けている。約 1 年間の集中改善期間を経て、業務改善計画を提出した同社における内部統制の強化については、いずれも一定の水準に達していることを確認している。(第 98 回制度設計専門会合 (2024 年 6 月 25 日))

②b) について、現状、卸電力取引所を通じた電力取引は不可能である。他方、b) の趣旨である「多数の供給者の参入を可能」とした「電力供給システムの安定性を維持するための環境整備」については、沖縄電力の指定旧供給区域では、沖縄電力が、第 50 回制度設計専門会合 (2020 年 9 月 8 日) において「内外無差別な卸売等のコミットメント」を行うことを表明し、その後のフォローアップにおいても、2022 年度、2023 年度分として締結された卸契約について内外無差別が担保されていると評価されている。

(第 86 回制度設計専門会合 (2023 年 6 月 27 日)、第 98 回制度設計専門会合 (2024 年 6 月 25 日))

したがって、多数の供給者の参入を可能とした環境整備は、現時点においては確保されていると考えられる。

③c) については、2003 年当時、沖縄電力以外の一般電気事業者の供給区域に関する議論では、高圧部門における新規参入が 0% であり競争環境が必ずしも整備されていない中、「高圧需要家は個々の需要家がある程度の需要量を有する」ことを確認した上で、自由化範囲の拡大に至っている。当時、沖縄電力の供給区域に関しても、この「高圧需要家は個々の需要家がある程度の需要量を有する」という前提については、満たされていた。さらに、現状、沖縄電力の指定旧供給区域については、②で示したとおり、「供給者の選択肢」が担保されていることに鑑みれば、高圧需要家は競争による利益を享受できると見込まれると考えられる。

④d) については、2016 年 4 月の小売全面自由化以降、一般送配電事業者は、離島ユニバーサルサービスにかかるコストを託送料金に計上することとなった。そのため、d) で想定されていた課題については、もはや考慮する必要がないと考える。

また、1. (2) の議論では、当時「十分な競争が生じるまでは規制料金を経過措置として残す」とされていたことを踏まえると、沖縄電力の指定旧供給区域の高圧部門の需要における販売量ベースでの新電力シェア (12.2%) は、沖縄電力以外の旧一般電気事業者の指定旧供給区域と比較しても遜色ない水準 (2024 年 10 月時点) であることは、十分な競争が生じていると判断するに足りるものと考えられる。

当時、第 4 回総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループでは、卸市場の活性化に向けた取組についての議論がなされたが、今もなお、沖縄地域の構造的な特殊性について大きな変化はない。例えば、沖縄電力が安定電源の大宗を保有していることや、独立系統であり卸電力取引所も存在しないといった実態がある。このため、引き続き、新電力にとって適正な卸取引環境が整備されることが重要である。この点については、2. ②のとおり、沖縄電力は「内外無差別な卸売等のコミットメント」を行うことを表明しており、現時点では、適正な卸取引の環境が整備されているものと考えられる。

3. 経済産業大臣への意見回答

沖縄電力の特定小売供給に係る供給義務等について、経済産業大臣からの意見の聴取 (資料 7-1) があつたところ、上記の経緯及び沖縄電力の指定旧供給区域の現状を踏まえ、案 (資料 7-2) のとおり回答することとしたい。

131 **4. 今後の当委員会事務局の対応**

132 沖縄電力の指定旧供給区域における、沖縄電力の高圧部門の料金規制等が解除された後、
133 3 年間は、沖縄電力の高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われな
134 いよう、特別な事後監視を実施する。また、特別な事後監視の詳細設計については、別途、
135 制度設計・監視専門会合にて検討することとする。

[参考条文]

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）

附則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

○旧電気事業法

第二条第一項第七号 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

○旧電気事業法施行規則

第二条の二第一項 法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、事項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、

180

181

182

183

184

185

経済産業省

20250305資第5号

令和7年3月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）
附則第16条第1項に規定するみなし小売電気事業者の供給義務等に関し、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における同項に規定する特定規模需要の要件を、旧電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高压電線路又は高压電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要に改めること及び、改める場合に、需要家保護の観点から必要と考えられる措置について、貴委員会の意見を求めます。

(案)

経 済 産 業 省電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等について（回答）

令和 7 年 3 月 1 0 日付け 2 0 2 5 0 3 0 5 資第 5 号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年 6 月 1 8 日法律第 7 2 号）附則第 1 6 条第 1 項に規定するみなし小売電気事業者の供給義務等に関し、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における同項に規定する特定規模需要の要件を、旧電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者又は同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要に改めること（以下「沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の料金規制等を解除すること」という。）及び、改める場合に、需要家保護の観点から必要と考えられる措置について、下記のとおり回答いたします。

記

沖縄電力株式会社の指定旧供給区域の高圧部門の販売量ベースでの新電力シェアは、現時点で沖縄以外の供給区域と比較しても遜色ない水準である。また、沖縄電力株式会社は、令和 2 年 7 月に内外無差別の卸売等のコミットメントを表明するなど、その指定旧供給区域において、現時点で適正な卸取引環境が整備されている。こうした現状を踏まえれば、以下の

点に留意しつつ、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の料金規制等を解除することは差し支えないと考える。

料金規制等の解除後に、他の小売電気事業者の撤退やその他の事情によって市場環境が一時的に変化し、他の小売電気事業者等からの競争圧力が一定程度低下する可能性が否定しきれないことから、電力・ガス取引監視等委員会において、料金規制等の解除がされた後、3年間は、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないう、特別な事後監視を実施する。

また、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域においては、系統が他の地域から独立していることから広域融通の枠外であること、卸電力取引所を通じた電力取引も不可能であることなどから、卸取引における競争が働きにくい環境にあることを踏まえ、料金規制等の解除に当たっては、例えば、沖縄電力株式会社が既にコミットメントを表明している内外無差別な卸売に今後も積極的に取り組む意思があることを確認するなど、料金規制等の解除後も適正な卸取引環境が維持されると確認することが必要である。

以上